

第1章 共済掛金分割払特約

(共済掛金の分割払)

第1条 当組合は、この特約により共済契約者が共済掛金を所定の払込方法により分割して払込むことを承認します。

2. この特約は、共済期間が原則として1ヵ年の契約（以下「主契約」といいます。）に適用します。

(払込方法等)

第2条 共済掛金の分割払の回数は12回以内とし、2回目以降の分割払共済掛金（以下「分割額」といいます。）は、1回につき千円単位とし、各月均等順月払とします。

2. 共済契約者は、初回の分割額を共済契約締結と同時に払込み、2回目以降の分割額については、払込期日（共済契約の初日と同じ日、以下「払込期日」といいます。）までに払込まなければなりません。

3. 2回目以降の分割額の払込み方法は、原則、口座振替または銀行振込みの方法によります。

4. 前項の払込み方法を口座振替とした場合は、別途金融機関の指定した引落日を払込期日とします。

5. 新規等追加契約の分割払の払込日は主契約の払込日と同一に設定することとします。

(初回金領収前の事故)

第3条 当組合は、共済期間が始まった後でも、初回の分割額領収前に生じた事故による損害または傷害については、共済金を支払いません。

(分割共済掛金不払の場合の免責)

第4条 当組合は、共済契約者が第2条第2項及び第4項に定める払込期日の属する月の翌月の払込期日までに2回目以降の分割額の払込みを怠った場合は、その払込期日の翌日以降に生じた事故による損害または傷害については共済金を支払いません。

(契約内容変更による共済掛金の払込み方法)

第5条 共済契約者は、共済契約の内容変更等により、当組合が追加共済掛金を請求したときは、その全額を一時に払込まなければなりません。

ただし、主契約締結時点で選択した払込方法により、追加共済掛金または返戻金を分割額と相殺する場合は、この限りではありません。

また、分割額は1回につき千円以上とします。

(分割共済掛金不払の場合の取扱)

第6条 第2条第2項及び第4項に定める払込期日に2回目以降の分割額の払込みがなされなかった場合であっても、その払込期日の属する月の翌月の払込期日までに共済契約者が所定の分割額を支払ったときは、この共済契約は、有効に存続したものとみなします。

(分割共済掛金不払による共済契約の解除)

第7条 当組合は、共済契約者が、第2条第2項及び第4項に定める払込期日に2回目以降の分割額の払込みを怠り、その払込期日の属する月の翌月の払込期日までに払込みがない場合には、共済契約者に対する書面による通知をもって、この共済契約を解除することができます。

2. 共済契約の解除の効力は、当該分割額を払込むべき払込期日から将来に向かって生じます。

(共済掛金の返戻－共済契約者による共済契約の解除の場合)

第8条 当組合は、共済契約者が共済掛金の払込みを完了する前に共済契約を全て解除した場合は、分割払による払込済共済掛金の総額から既経過期間に対する自動車共済約款第5章一般条項第12条第5項に定める方法によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

2. 当組合は、共済契約者が共済掛金の払込みを完了する前に共済契約の一部解除等により共済掛金を返還することとなる場合、分割払による払込済共済掛金の総額が既経過期間に対応する共済掛金に当該返還金を加算した額以上になるまでは返還しません。

(共済掛金の返戻－分割共済掛金不払による共済契約の解除の場合)

第9条 当組合は、第7条（分割共済掛金不払による共済契約の解除）の規定により共済契約を解除した場合は、すでに領収した共済掛金から払込みを怠った払込期日までの既経過期間に対して組合の定める短期掛金率によって計算した共済掛金を差し引いて、その残額を返戻します。

附 則

1. この特約は、平成6年7月1日から適用し、旧特約条項は同日限り廃止する。
2. この改正（払込方法等）は平成19年6月29日（行政庁の承認の日）から適用する。
3. この改正（共済掛金の分割払）等は平成23年7月1日（行政庁の認可の日）から適用する。
4. この改正（共済掛金の分割払）等は行政庁の認可の日から施行し、平成29年8月1日以降に始期を有する継続契約から適用する。
5. この改正（払込方法等）等は行政庁の認可の日から施行し、平成30年8月1日以降に始期を有する契約から適用する。